

## 大津市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所にかかる 登録申請マニュアル

大津市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱に基づく、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録申請手続きについて説明します。

### ■大津市地域生活支援拠点等整備事業について

地域生活支援拠点等は、障害者等の重度化・高齢化等に備えるとともに、地域生活への移行、地域生活の継続等を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的があります。

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用  
⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備  
⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

大津市では、地域生活支援拠点等の下記の（1）～（5）の機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制により、地域生活支援拠点等整備事業を実施します。

- (1) 相談機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応機能
- (3) 体験の機会・場の提供機能
- (4) 専門的人材の確保・養成機能
- (5) 地域の体制づくり機能

それぞれの機能を担う事業所の連携が特に重要であるため、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録を行う場合、大津市障害者自立支援協議会に積極的に参画してください。



## ■登録申請について

### 事前相談

◆事前に必ずご相談ください。

大津市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱をよく読み、登録申請前に必ずご相談ください。その際、運営規程を確認させていただきますので、ご用意ください。

※担当者不在の場合がございますので、来庁される際は必ず電話で予約をお願いします。

### 運営規程の変更

◆地域生活支援拠点等の機能を担うことに基づく加算を算定する場合、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出を行うとともに運営規程にその旨の記載が必要です。

#### (1) 相談機能を担う場合

##### ○特定相談支援、障害児相談支援

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

→地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出

→地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算の算定が可能

#### (2) 緊急時の受入れ・対応機能

##### ○短期入所

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

→地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出

→緊急時の受入れに限らず、利用者に短期入所を行った場合、利用開始日について、更に100単位の加算算定が可能

##### ○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

→地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出

→緊急時対応加算の100単位に加えて、更に50単位の請求が可能

(1月に2回を限度)

##### ○自立生活援助

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

→地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出

→緊急時支援加算（I）の711単位に加えて、更に50単位の請求が可能

##### ○地域定着支援

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

→地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出

→緊急時支援費（I）の712単位に加えて、更に50単位の請求が可能

##### ○重度障害者等包括支援

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

→地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出

→緊急時受入れの役割を担った場合は、その態様に応じて所定単位数に加算請求が可能

## (3) 体験の機会・場の提供機能

○生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域移行 支援

運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所である旨を記載

→地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出

→障害福祉サービスの体験利用支援加算（500単位、250単位）に加えて、更に50単位の請求が可能

## (4) 専門的人材の確保・養成機能

## (5) 地域の体制づくり機能

(4) (5) については、特に運営規程に記載がなくても地域生活支援拠点等の機能を担うことができます

**申請**

## ◆申請書の提出

事前相談ののち、添付書類を揃えて大津市福祉部障害福祉課に提出してください。

※事前相談のない申請書については、受理できません。

## ①申請書類：

- ・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録に係る申請書（大津市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱別記様式第1号）
- ・運営規程の写し

②提出部数：1部（縮小・拡大コピー等により全てA4サイズでお願いします）

**審査**

## ◆提出書類に基づき、審査を行います。

**登録**

◆登録日は毎月1日です。登録を希望する前月の20日までに登録申請を提出してください。

◆地域生活支援拠点等事業所名簿に登録し、登録した旨を法人の代表者宛に通知するとともに、大津市障害者自立支援協議会宛に事業所が登録された旨を報告します。

**記録の整備等**

なお、地域生活支援拠点等を担う上で実施した支援の内容の記録は、実施後5年間保管する必要があります。

＜このマニュアルについての問合せ先＞

大津市 福祉部 障害福祉課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL 077-528-2745

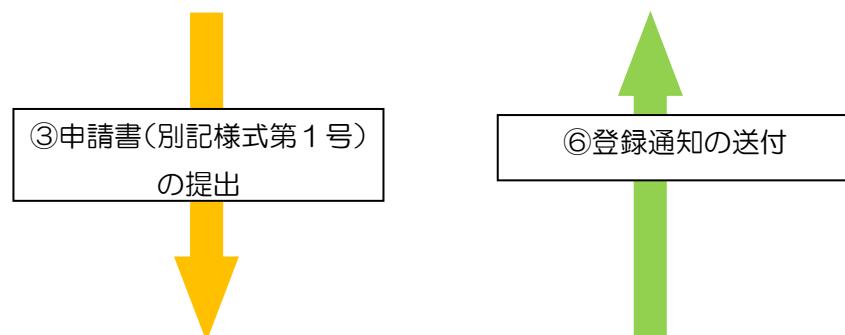
E-mail otsu1408@city.otsu.lg.jp

大津市における地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所の  
登録の手順

**障害者支援事業者**

特定相談支援	障害児相談支援	短期入所
居宅介護	重度訪問介護	同行援護
自立生活援助	地域定着支援	重度障害者等包括支援
生活介護	自立訓練	就労移行支援
就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域移行支援

- ① 事前相談
- ② 運営規程の変更（下記の場合であって、地域生活支援拠点等の機能を担うことに基づく加算請求を行う場合）
  - ※要綱第2条第1号機能（相談機能）を担う場合
  - ※要綱第2条第2号機能（緊急時の受入れ）を担う場合
  - ※要綱第2条第3号機能（体験の機会・場の提供機能）を担う場合



**大 津 市**

- ④申請書の受理  
(内容審査)
- ⑤事業所名簿登録
- ⑦大津市障害者自立支援協議会への報告